

## ①事業者持続化支援金【3～6月対象】

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた皆さまの事業活動を支援するため【全業種】を対象に支援金を支給いたします。



詳しくは  
こちらから

### 対象事業者（個人事業主または法人）

事業継続の意思があり、三戸町内に事業所を有し、3カ月以上継続して事業を営み、支給要件を満たすすべての事業者（主にその事業で生計を立てている人）

※青森県中小企業者等事業継続支援金の給付を受けた事業者は対象となりません。

※同一者が同一所在地において複数の事業者の代表を務めている場合は、いずれか一の事業者に限り支給対象とします。

### 支援金の額

令和3年3月～6月までのうち連続する2カ月の売上の合計額が、前年または前々年の同時期と比較して**20%以上減少した場合15万円**

対象期間	売上減少率	減少額	支給金の額
令和3年3月から 令和3年6月まで	20%以上	30万円以上	15万円
		30万円未満	減少額の1/2 (千円未満切り捨て)

※新規創業または休業などにより、前年または前々年の同月期の売上額と比較できない場合などは、事業開始月の翌月から令和3年2月までの平均売上額に2を乗じた額と比較します。

申請期間・申請窓口 ※受付時間は、平日8時30分～17時

申請期間：令和3年10月19日(火)から11月30日(火)まで 申請窓口：まちづくり推進課（役場2階）

## ②感染防止対策環境整備事業費補助金

【感染拡大防止のための設備改修・物品購入を補助します】



詳しくは  
こちらから

### 対象事業者（個人事業主または法人）

三戸町内の事業所内または当該事業に係る営業車両内などで、各種サービスを提供する個人事業主または法人であり、3カ月以上継続して事業を営み、以下に該当する事業者

- ①本町に納付すべき債務を滞納していないこと。
- ②個人にあっては、同一の世帯に属する人が、本町に納付すべき債務を滞納していないこと。
- ③事業継続の意思があること。

### 補助対象経費・補助金の額

補助対象経費	補助金の額
感染防止のための <b>設備および設置など</b> に係る経費で、 <b>令和3年4月1日以降に購入および設置したものに限る。</b> ただし、 <b>令和2年度三戸町新型コロナウイルス感染防止対策飲食店等環境整備事業費補助金</b> または <b>令和2年度三戸町新型コロナウイルス感染防止対策環境整備事業費補助金</b> の交付を受け、当該設備の購入および設置をした事業所を除く。 (例) 外気導入機能付き空調機器の設置、換気設備の設置、電子決済などの非接触型決済機器の導入など	補助対象経費の5分の4の額 (千円未満切り捨て) ※上限20万円
感染防止のための <b>物品などの購入</b> に係る経費で、 <b>補助金の交付の決定以降に購入したものに限る。</b> (例) フィルター式空気清浄機、非接触型体温計、ペーパータオル、マスク、手洗い用洗剤や消毒液など	補助対象経費の5分の4の額 (千円未満切り捨て) ※上限2万円

申請期間・申請窓口 ※受付時間は、平日8時30分～17時

申請期間：令和3年10月19日(火)から令和4年1月31日(月)まで 申請窓口：まちづくり推進課（役場2階）

### 「令和3年度あおり飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金」について

あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証を受けるためにアクリル板などの設備を購入した場合に、受けられる補助です。詳しくは、青森県のホームページ（右記QRコードから）でご確認ください。



【問合せ先】三戸町役場 まちづくり推進課 ☎ 20-1117